



自家発入門 34

自家発電設備に対する環境規制について(その3)

今月号では、大気汚染防止法において自家発電設備がばい煙発生施設に該当する場合に適用される排出基準の種別、また、自家発電設備の種類（常用又は非常用）によるばい煙規制の相違点について解説します。

れるよう、大気汚染防止法では一般排出基準とは別に、よりきめ細かく、厳しい排出基準を定めることができることを規定しています。

この規定に基づき定められたばい煙の排出基準の種別を表1に示します。

Q1

先月号（9月号）では、「いおう酸化物」、「ばいじん」及び「窒素酸化物」に関する排出基準の規制値等が紹介されました。

この排出基準の適用範囲について教えてください。

A1

先月号で紹介した基準は国が定めた「一般排出基準」であり、全国のばい煙発生施設ごとに適用される基準です。

Q2

大都市、工業地帯等の大気汚染が深刻な地域においては、一般排出基準だけで大気環境の改善を図ることが容易でないことが考えられます。

このような場合、大気汚染防止法では、どのような規定を設けて対応しているのでしょうか。

A2

大気汚染が深刻な地域においても大気環境の改善が図

Q3

表1の特別排出基準について、適用される具体的な地域と規制値について教えてください。

A3

特別排出基準は、いおう酸化物及びばいじんを規制対象とします。

いおう酸化物に係る特別排出基準は一般排出基準と同様にK値規制（※）により行われ、大気汚染防止法施行規則第7条により、一般排出基準が適用される全国121に区分された地域のうち、28地域にあるばい煙発生施設に対し、一般排出基準に代えて適用されます。（※自家発入門9月号参照）また、適用される規制値（K値）は一般排出基準よりも厳しく、同施行規則第7条により「1.17」「1.75」「2.34」の3段階に区分けされ、1.17が東京都特別区など計6地域、1.75が北九州市など計8地域、2.34が富山市など計14地域のそれぞれのばい煙発生施設に適用されます。

一方、ばいじんに係る特別排出基準については同法施行規則第7条により、東京都特別区など計9地域に適用されます。

この記事は当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては所轄行政機関に確認してください。

Q4 大気汚染防止法では、国が定めた排出基準（一般排出基準及び特別排出基準）では大気環境の改善が十分に図られない場合、都道府県知事が条例においてより厳しい排出基準を定めることができるかとされていますね。

A4 そのとおりです。
ばいじん又は窒素酸化物を対象に都道府県知事等が条例により定める基準を、「上乘せ排出基準」と言います。

東京都特別区、横浜市、名古屋市、大阪市等の地域では、国の基準よりも厳しい排出基準が条例により定められていますので、これらの地域に自家発電設備を設置しようとする場合、事前に上乘せ排出基準の規制値を調べておく必要があります。

Q5 自家発電設備の設置に係る大気汚染防止法の規制について、この他に留意すべき事項がありましたら教えてください。

A5 自家発電設備は、常用自家発電設備（移動用のものを除く。）と非常用自家発電設備に大別できます。

表1に掲げる排出基準は、ばい煙発生施設に該当する常用自家発電設備には適用されますが、非常用自家発電設備については適用されません。

これは次の規定によります。
① 大気汚染防止法施行規則附則（昭和62年11月6日総理府令第53号）により、大気汚染防止法施行令別表第1の29項に掲げるガスタービン又は同表30の項に掲げるディーゼル機関のうち、専ら非常時において用いられるもの（非常用施設）は、「いおう酸化物の排出基準」、「ばいじんの排出基

表1 ばい煙の排出基準の種別

種別	規制物質	規制方式	規制内容
一般排出基準（注1）	いおう酸化物	K値規制	全国のばい煙発生施設ごとに適用される国が定めた排出基準
	ばいじん 窒素酸化物	濃度規制	
特別排出基準（注2）	いおう酸化物	K値規制	大気汚染が深刻な地域において、新設のばい煙発生施設を対象に、一般排出基準にかえて適用される国が定めた排出基準
	ばいじん	濃度規制	
上乘せ排出基準（注3）	ばいじん 窒素酸化物	濃度規制	一般排出基準、特別排出基準では大気汚染防止が不十分な地域において、ばい煙発生施設に適用される都道府県知事が条例により定めたより厳しい排出基準
総量規制基準（注4）	いおう酸化物 窒素酸化物	総量規制	上記に挙げる施設ごとの基準のみでは環境基準の確保が困難な地域において、都道府県知事が定めた大規模工場に適用される工場ごとの排出基準

注1. 大気汚染防止法第3条による。
注2. 同法第3条による。
注3. 同法第4条による。
注4. 同法第5条の2による。

この記事は当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては所轄行政機関に確認してください。

準」、「有害物質の排出基準」、「特別排出基準」、「特定工場等の規模に関する基準」、「総量規制基準」の規定を、当分の間、適用しないこととされている。

② 環大規第237号（昭和62年11月6日）により、電気事業法で定める非常用予備発電装置、消防法

令に基づく非常電源又は建築基準法に基づく予備電源として専ら用いられるもの等が、非常用施設に該当するものとされている。

常用と非常用の自家発電設備に対する大気汚染防止法上の主な規制の違いについて、表2に示します。

表2 常用と非常用の自家発電設備に対する大気汚染防止法上の主な規制

規 制	常用自家発電設備	非常用自家発電設備
ばい煙の排出基準	適 用	適用除外（注1）
ばい煙発生施設の設置の届出	必 要	必 要
ばい煙量等の測定	必 要	不 要（注2）
ばい煙量等の測定結果の記録・保存	必 要	不 要（注3）

注1. 大気汚染防止法施行規則の附則による。

注2. 大気汚染防止法施行規則の附則及び同規則第15条第1項による。

注3. 大気汚染防止法施行規則の附則、同規則第15条第1項及び第15条第2号第1号による。

この記事は当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては所轄行政機関に確認してください。